

○宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則

平成13年3月31日

教委規則第1号

改正 平成14年6月26日教委規則第12号

平成15年6月25日教委規則第3号

平成16年6月25日教委規則第2号

平成17年7月6日教委規則第3号

平成18年6月22日教委規則第8号

平成19年7月11日教委規則第2号

平成20年7月9日教委規則第4号

平成21年7月7日教委規則第2号

平成22年4月1日教委規則第2号

平成23年6月24日教委規則第5号

平成24年4月1日規則第2号

平成24年6月21日教委規則第6号

平成24年11月22日教委規則第7号

平成25年6月25日教委規則第2号

平成26年4月1日教委規則第5号

平成27年7月30日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)が当該幼稚園に在籍する園児の保護者に対し入園料及び保育料の軽減を図る事業(以下「事業」という。)を実施する場合に、宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)を交付するについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条の規定に基づき、京都府知事の認可を受けて設置された私立幼稚園をいう。

(2) 園児 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本町の住民基本台帳に記載され、私立幼稚園(本町外に設置されているものを含む。)に在籍する3歳児、4歳児及び5歳児(年齢計算は当該年度の4月1日現在の満年齢によるものとする。)をいう。

(3) 保育料等 私立幼稚園の園則に定められた入園料及び保育料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、7月1日現在において在籍する園児の保護者に対して事業を実施する設置者とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、園児1人につき、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める別表に定める額とする。ただし、本町内の私立幼稚園に通園する場合にあっては、年額60,000円を補助金交付額に加算するものとする。

(1) 小学校1年生から3年生の兄又は姉を有しない場合別表第1(世帯内に19歳未満の兄・姉がおり就園している子が第3子以降の子に該当し、かつ町民税所得割課税額の世帯合計が211,200円以下である場合には別表第3)

(2) 小学校1年生から3年生の兄又は姉を有する場合別表第2(世帯内に19歳未満の兄・姉がおり就園している子が第3子以降の子に該当し、かつ町民税所得割課税額の世帯合計が211,200円以下である場合には別表第3)

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に定める書類を添付して、当該年度の7月の所定の日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 園児名簿一覧表(別記第3号様式)
- (3) 保育料等減免措置に関する調書(別記第4号様式)
- (4) 事業の属する年度に係る園児の属する世帯の構成員の市町村民税の課税(非課税)証明書、税額通知書又はその写し。ただし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあっては、生活保護受給証明書によって代えることができる。
- (5) 保育料等の額を明らかにする園則等の書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な実地調査等よりその適否を決定し、適当と認めるときは、宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付変更申請書決定通知書(別記第5号様式)により設置者に通知するものとする。この場合において、町長は補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(事業計画の変更及び承認)

第7条 設置者は、前条の規定による通知を受けた後に事業を中止し、廃止し、又は変更しようとする場合は、直ちに宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付変更申請書(別記第6号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受け、内容等を検討の上承認したときは、宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付変更承認書(別記第7号様式)により設置者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 第6条又は前2条の規定による通知を受けた設置者は、その日から1週間以内に宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付請求書(別記第8号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の請求があったときは、設置者に対して補助金を交付するものとする。

(事業終了報告)

第10条 補助金の交付を受けた設置者は、事業終了報告書(別記第9号様式)に事業を実施したことを明らかにする書類を添付して、事業終了から15日を経過した日又は3月20日のいずれか早い期日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の確定通知)

第11条 町長は、前条の規定による事業終了報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要な実地調査等を行い、補助金が適正に使用されたと認めるときは、交付額を改めて確定し、宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金確定通知書(別記第10号様式)により設置者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第12条 町長は、前条の規定による確定額と第9条の規定による交付額とに差異を生じた場合は、私立幼稚園就園奨励費補助金精算書(別記第11号様式)により精算するものとする。

(補助金の取り消し等)

第13条 設置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は補助金の交付決定又は交付額の確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき、又は不当に使用したと認められるとき。

- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不相当と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が補助金の交付の趣旨に沿わないと認められるとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定又は交付額の確定を取り消し、又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日より施行する。

附 則(平成14年6月26日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成15年6月25日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成16年6月25日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年7月6日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年6月22日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年7月11日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年7月9日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年7月7日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年4月1日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年6月24日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年4月1日規則第2号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成24年6月21日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成24年11月22日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年6月25日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年4月1日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年7月30日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表第1(第4条関係)

区分	補助対象経	補助金交付額
----	-------	--------

	費	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料・保育料の合計額	年額 308,000円 (368,000円)	
②	当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯		年額 272,000円 (332,000円)	290,000円 (350,000円)
③	当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯			308,000円 (368,000円)
④	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		年額 115,200円 (175,200円)	211,000円 (271,000円)
⑤	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯		年額 62,200円 (122,200円)	185,000円 (245,000円)
	上記区分以外の世帯		年額 — (60,000円)	154,000円 (214,000円)
				308,000円 (368,000円)

注

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。
- 2 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助交付額は、次の算式により減額して適用する。  

$$\text{上記の単価} \times \{ \text{保育料の支払月数} + 3(\text{入園料相当月分}) \} \div 15(\text{百円未満を四捨五入})$$
- 3 表中( )内書きは、本町内の私立幼稚園に通園している場合に、年額60,000円を加算した額。

別表第2(第4条関係)

区分	補助対象経費	補助金交付額		
		小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有している園児(第3子以降)	
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料・保育料の合計額	年額 308,000円 (368,000円)	308,000円 (368,000円)
②	当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯		年額 290,000円	308,000円

③	当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯		(350,000円)	(368,000円)
④	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	年額	211,000円 (271,000円)	308,000円 (368,000円)
⑤	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	年額	185,000円 (245,000円)	308,000円 (368,000円)
	上記区分以外の世帯	年額	154,000円 (214,000円)	308,000円 (368,000円)

注

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。
- 2 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助交付額は、次の算式により減額して適用する。  
上記の単価×{保育料の支払月数+3(入園料相当月分)}÷15(百円未満を四捨五入)
- 3 表中( )内書きは、本町内の私立幼稚園に通園している場合に、年額60,000円を加算した額

別表第3(第4条関係)

区分	補助対象 経費	補助金交付額	
		19歳未満の兄・姉がおり第3子以降の子に該当する園児 (第3子以降)	
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料・ 保育料の 合計額	年額 308,000円 (368,000円)
②	当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯		年額 308,000円 (368,000円)
③	当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯		年額 308,000円 (368,000円)
④	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		年額 308,000円 (368,000円)
⑤	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯		年額 308,000円 (368,000円)

注

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。
- 2 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助交付額は、次の算式により減額して適用する。  
上記の単価×{保育料の支払月数+3(入園料相当月分)}÷15(百円未満を四捨五入)
- 3 表中( )内書きは、本町内の私立幼稚園に通園している場合に、年額60,000円を加算した

額

別記第1号様式(第5条関係)

年 月 日

宇治田原町長 様

所在地  
幼稚園名  
設置者名 印

宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

年度補助金を交付されるよう、宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第5条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

1 私立幼稚園(第1子)

所得階層区分	補助対象				補助金申請額 ③=①×②
	3歳児	4歳児	5歳児	計 ①	
1 生活保護世帯					
2 町民税非課税世帯					
3 町民税所得割非課税世帯					
4 所得割課税額 77,100円以下の世帯					
5 所得割課税額 211,200円以下の世帯					
計					

2 私立幼稚園(第2子)

所得階層区分	補助対象				補助金申請額 ③=①×②
	3歳児	4歳児	5歳児	計 ①	
1 生活保護世帯					
2 町民税非課税世帯					
3 町民税所得割非課税世帯					
4 所得割課税額 77,100円以下の世帯					
5 所得割課税額 211,200円以下の世帯					
計					

3 私立幼稚園(第3子以降)

所得階層区分	補助対象				補助金申請額 ③=①×②
	3歳児	4歳児	5歳児	計 ①	
1 生活保護世帯					
2 町民税非課税世帯					
3 町民税所得割非課税世帯					
4 所得割課税額 77,100円以下の世帯					
5 所得割課税額 211,200円以下の世帯					
計					

補助金申請総額





別記第4号様式(第5条関係)

保育料等減免措置に関する調書

※ 

1	2	3
---	---	---

  
 年 月 日作成

④については、園児と生計をともしにする者について記入してください。黒のボールペン又は黒インキをご使用ください。

① 在園児の氏名(ふりがな)  男・女	② 生年月日 年 月 日生 (満 歳 月)	③ 在園幼稚園名  幼稚園
④ 園児の属する世帯の状況		
氏 名	生 年 月 日 (満年齢)	性 別 園児との 続 柄
	年 月 日生 ( 歳)	男 女
	年 月 日生 ( 歳)	男 女
	年 月 日生 ( 歳)	男 女
	年 月 日生 ( 歳)	男 女
	年 月 日生 ( 歳)	男 女
	年 月 日生 ( 歳)	男 女
合 計		
市町村民税課税額 均等割額 所得割額		
	※ 円	※ 円
なお、保育料等の減免措置に関し、市町村民税(非課税)等の添付書類で不明な点についての調査を承諾します。		
⑤在園児の 保護者の現 住所・氏名	現住所 宇治田原町 電話	氏名
上記の者は、当幼稚園児であることを証明します。		設置者
宇治田原町長	様	年 月 日

- (注) 1 市町村民税課税額通知書(コピーも可)をお持ちの方は、裏面に添付してください。
- 2 本年1月2日以後に転入された方で、税額通知書をお持ちでない方は、前住所の市区町村役場で証明書を取り寄せて添付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

別記第5号様式(第6条関係)

宇発第 号  
年 月 日

私立幼稚園設置者  
様

宇治田原町長 印

宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金については、次の条件を付して交付決定いたしましたので通知します。

1 補助見込額 \_\_\_\_\_ 円

- 2 補助条件 (1)  
(2)  
(3)

別記第6号様式(第7条関係)

年 月 日

宇治田原町長 様

所在地  
幼稚園名  
設置者名 印

宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付変更申請書

年 月 日付け字発第 号により交付決定されました事業計画の変更を  
したいので、次のとおり申請します。

変更内容 別紙事業変更計画書のとおり

【変更後】

1 私立幼稚園(第1子)

所得階層区分	補助対象					補助金申請額 ③=①×②
	3歳児	4歳児	5歳児	計 ①	減免措置額 ②	
1 生活保護世帯						
2 町民税非課税世帯						
3 町民税所得割非課税世帯						
4 所得割課税額 77,100円以下の世帯						
5 所得割課税額 211,200円以下の世帯						
計						

2 私立幼稚園(第2子)

所得階層区分	補助対象					補助金申請額 ③=①×②
	3歳児	4歳児	5歳児	計 ①	減免措置額 ②	
1 生活保護世帯						
2 町民税非課税世帯						
3 町民税所得割非課税世帯						
4 所得割課税額 77,100円以下の世帯						
5 所得割課税額 211,200円以下の世帯						
計						

3 私立幼稚園(第3子以降)

所得階層区分	補助対象					補助金申請額 ③=①×②
	3歳児	4歳児	5歳児	計 ①	減免措置額 ②	
1 生活保護世帯						
2 町民税非課税世帯						
3 町民税所得割非課税世帯						
4 所得割課税額 77,100円以下の世帯						
5 所得割課税額 211,200円以下の世帯						
計						

補助金申請総額

別記第7号様式(第7条関係)

宇発第 号  
年 月 日

私立幼稚園設置者  
様

宇治田原町長 印

宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付変更承認書

年 月 日付けをもって申請のあった次の事業変更計画については、次の条件を付して承認する。

1 変更補助金額 \_\_\_\_\_ 円

2 承認条件 (1) 補助金額  
(2)  
(3)

別記第8号様式(第8条関係)

宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付請求書

金 額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、 年度宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金として上記の金額を請求  
します。

年 月 日  
宇治田原町長 様

請求者 所在地  
幼稚園名 幼稚園  
設置者名 印

なお、補助金の支払いについては、口座振込を希望しますので、下記の金融機関の預  
金口座に振込を依頼します。

幼稚園  
設置者名 印

銀行	支店	普通	口 座 番 号						
信用金庫		当 座							
ふ り が な									
口 座 名 義									

- ※備考 1 金額は、アラビア数字を用い、頭書には¥字を冠してください。  
2 請求書の表示金額は、訂正しないでください。

別記第9号様式(第10条関係)

年 月 日

宇治田原町長 様

所在地  
幼稚園名  
設置者名  
幼稚園  
印

事業終了報告書

さきに補助金の交付を受けた次の事業が終了したので、宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則に基づき、関係書類を添えて報告します。

- |          |         |
|----------|---------|
| 1 補助金交付額 | 円       |
| 2 支出金額   | 円       |
| 3 資料     | 事業実績報告書 |



1 私立幼稚園(第1子)

所得階層区分	補助計				対象	
	3歳児	4歳児	5歳児	計 ①	事業実施額 ②	支出額 ③=①×②
1 生活保護世帯						
2 町民税非課税世帯						
3 町民税所得割非課税世帯						
4 所得割課税額 77,100円以下の世帯						
5 所得割課税額 211,200円以下の世帯						
計						

2 私立幼稚園(第2子)

所得階層区分	補助計				対象	
	3歳児	4歳児	5歳児	計 ①	事業実施額 ②	支出額 ③=①×②
1 生活保護世帯						
2 町民税非課税世帯						
3 町民税所得割非課税世帯						
4 所得割課税額 77,100円以下の世帯						
5 所得割課税額 211,200円以下の世帯						
計						

3 私立幼稚園(第3子以降)

所得階層区分	補助計				対象	
	3歳児	4歳児	5歳児	計 ①	事業実施額 ②	支出額 ③=①×②
1 生活保護世帯						
2 町民税非課税世帯						
3 町民税所得割非課税世帯						
4 所得割課税額 77,100円以下の世帯						
5 所得割課税額 211,200円以下の世帯						
計						

支出総額

別記第10号様式(第11条関係)

宇発第 号  
年 月 日

私立幼稚園設置者  
様

宇治田原町長 印

宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金確定通知書

年 月 日付け宇発第 号をもって交付決定した次の事業に対し、宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則に基づき、交付額を確定したので通知します。

交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

別記第11号様式(第12条関係)

宇発第 号  
年 月 日

私立幼稚園設置者  
様

宇治田原町長 印

宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金精算書

宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則に基づき、次のとおり精算します。

1 精算額 [ 円] を交付する。(の返還を命ずる。)

交付確定額	円
交 付 額	円
差引精算額	円

2 精算理由 [ ]

別記第1号様式(第5条関係)  
別記第2号様式(第5条関係)  
別記第3号様式(第5条関係)  
別記第4号様式(第5条関係)  
別記第5号様式(第6条関係)  
別記第6号様式(第7条関係)  
様式第6号(第7条関係)  
別記第7号様式(第7条関係)  
別記第8号様式(第8条関係)  
別記第9号様式(第10条関係)  
様式第9号(第10条関係)  
別記第10号様式(第11条関係)  
別記第11号様式(第12条関係)